

新潟県立出雲崎高等学校同窓会・後援会 会則

(名称)

第1条 本会は、新潟県立出雲崎高等学校同窓会・後援会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、新潟県立出雲崎高等学校（以下「出雲崎高等学校」）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、心耕学園の精神を引き継ぐ出雲崎高等学校の末永い維持・発展を願い、地域に開かれた魅力ある学校づくりに向けて、校内外の教育活動を支援していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 学習に関する側面的援助
- (2) 生徒のボランティア活動等の活動支援
- (3) 学校行事への補助・参加
- (4) 高校と地域の交流事業の支援
- (5) 会員相互の親睦事業
- (6) 広報活動
- (7) その他目的達成に必要な事業

(構成員)

第5条 本会は同窓会員と後援会員から構成する。

- (1) 同窓会員 新潟県立西越高等学校及び出雲崎高等学校の卒業生
- (2) 後援会員 町内外問わず本会の目的に賛同する者

(申込)

第6条 本会への入会は次による。

- (1) 同窓会員は、卒業時における入会式により行う。
- (2) 後援会員は、氏名、住所等の必要事項を記入した書面、メール等を本会に提出して行う。

(役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)顧問 若干名
- (4)幹事 若干名
- (5)会計監査 2名

(役員選出)

第8条 役員は役員会の推薦に基づき総会で選出する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員が出た場合は、後任者を役員会で決定することができる。その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長欠席の時はその職務を代行する。

顧問は、会長の諮問に応じ、意見を開陳する。

幹事は、第4条を行うための中心的役割を担う。

会計監査は、会計の監査を行い、監査報告をする。

なお、会計は出雲崎高等学校に事務委任する。

(会議)

第11条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とし、会長が招集する。

定期総会は、年1回7月に開催し、会計報告を行い、承認を得る。

会議の議決は、総会においては出席会員、役員会においては出席役員のそれぞれ過半数により決定する。

その他の会議は、会長が必要に応じて開催する。

(経費)

第12条 本会の経費は、同窓会入会費、及び寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会費・寄附)

第13条 本会の会員は、年会費を負担しない。

寄附を受けた際は、氏名・金額または品目を定期総会で紹介を行う。

ただし、匿名を希望する場合はこの限りではない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(退会)

第15条 退会は本人の申告によって行う。

(会規の変更)

第16条 本会の会規を変更しようとするときは、役員会の議決を得なければならない。

(細則)

第17条 本会の運営に必要な細則は役員会で決定する。

(支部)

第18条 本会会員で町外に支部を作った時は、支部会則を添えて会長に報告しなければならない。支部の活動や解散時、同様に会長へ報告を行う。

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は令和8年3月7日とする。

本会則は、令和8年3月7日より実施する。